

富士宮市無電柱化推進計画



令和3年3月
富士宮市

- 目次 -

第1章 無電柱化推進計画の目的と位置づけ	1
1-1. 計画の目的.....	1
1-2. 計画の位置づけ.....	1
第2章 無電柱化の動向	2
2-1. 富士宮市の無電柱化の状況.....	2
2-2. 国等における無電柱化の状況.....	3
第3章 無電柱化の整備手法と課題	4
3-1. 無電柱化の整備手法.....	4
3-2. 無電柱化の課題.....	6
第4章 無電柱化の推進に関する基本方針	8
第5章 無電柱化推進路線の選定	9
5-1. 無電柱化推進路線の選定.....	9
5-2. 国・県道の無電柱化の推進.....	9
第6章 無電柱化の計画期間と目標	12
6-1. 計画期間.....	12
6-2. 計画の目標.....	12
第7章 無電柱化の推進の施策等	14
資料編	16
無電柱化推進に関する法律の概要.....	16
用語集.....	17

第1章 無電柱化推進計画の目的と位置づけ

1-1. 計画の目的

無電柱化事業は、都市の防災性向上、安全・円滑な通行区間の確保、良好な景観形成や観光振興の観点から重要な施策です。

国では、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を施行し、平成30年4月には「無電柱化推進計画」を策定しています。

静岡県では、国の無電柱化推進計画を踏まえ、「防災面からの無電柱化の重要性」、「美しい広域景観の形成」及び「誰もが安全・快適に移動できる歩行空間の確保」を推進していくため、平成31年4月に「静岡県無電柱化推進計画」を策定しています。

本市においても、南海トラフ巨大地震や大型台風などの自然災害への対策、富士山眺望の優れた都市景観の形成や観光振興、ユニバーサルデザインの理念の基に誰もが安全で歩きやすい歩行空間の確保等を目的とし、富士宮市無電柱化推進計画を策定します。

1-2. 計画の位置づけ

本計画は、国及び静岡県の無電柱化推進計画を基本とし、上位計画である第5次富士宮市総合計画等を踏まえ、関連する個別計画と連携しながら推進します。

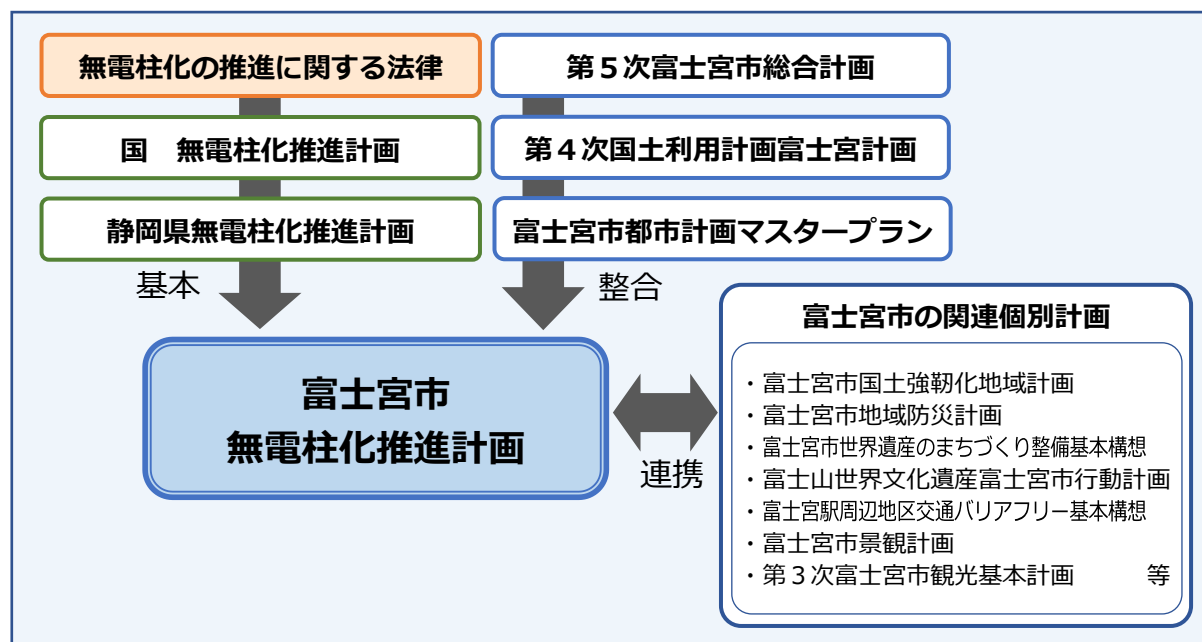


図 無電柱化推進計画の位置づけ

第2章 無電柱化の動向

2-1. 富士宮市の無電柱化の状況

本市におけるこれまでの無電柱化の整備は、中心市街地の県道や市道、白糸ノ滝周辺で行われ、いずれも電線共同溝方式によるものです。

概要	期間	事業区間（道路延長）
中心市街地無電柱化		
<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路の整備事業において、無電柱化の整備を実施 	平成 11 年度～ 平成 20 年度	県道富士富士宮由比線 680m 県道富士宮停車場線 230m 一級市道富士宮駅中原線 60m 合計 970m
白糸ノ滝周辺無電柱化		
<ul style="list-style-type: none"> ラウンドアバウト（環状交差点）の整備と併せて無電柱化の整備を実施 店舗集約化に併せ、店舗周辺の無電柱化の整備を実施 	平成 27 年度～ 平成 30 年度	県道富士富士宮線 400m 一般市道上井出 34 号線 90m 合計 490m

【中心市街地無電柱化：神田通りの整備】



【白糸ノ滝周辺無電柱化：展望スペースの眺望】



2-2. 国等における無電柱化の状況

① 国の無電柱化推進計画等の目標

国の無電柱化推進計画では、令和2年度までの3年間の目標延長を約1,400km、また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策では約1,000km、合わせて約2,400kmを計画延長としています。なお、令和元年度末時点で、約900kmの着手が完了する見込みです。

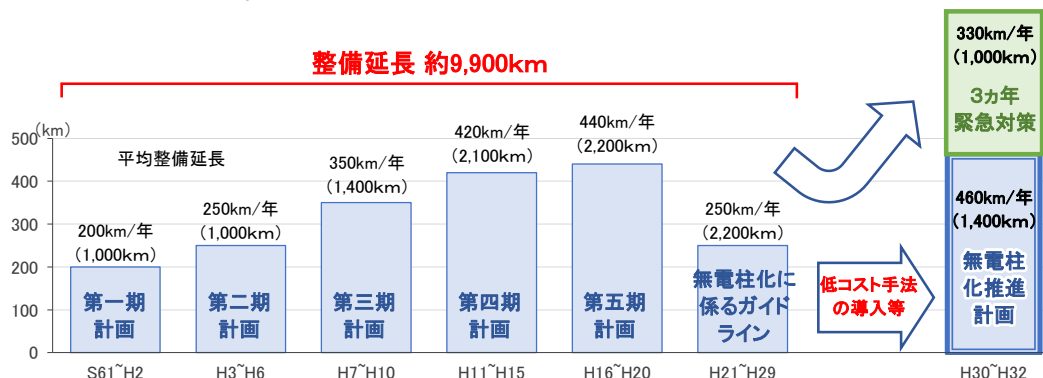


図 無電柱化推進計画の目標

出典 国土交通省 HP を基に作成

② 静岡県無電柱化推進計画の目標

静岡県無電柱化推進計画では、平成30年度から令和3年度までに約28kmの無電柱化事業に着手し、うち約22kmの工事着手を目標としています。また、「防災」、「安全・円滑な交通確保」及び「景観形成・観光振興」の3つの観点における無電柱化率の目標は次のとおりです。

目標指標 無電柱化率※1		[平成29年] [令和3年]	
		1 防災	都市部 (DID 内) の緊急輸送路
	2 安全・円滑な交通の確保	バリアフリー化が必要な道路※2	20.0% → 21.8%
	3 景観形成・観光振興	良好な景観形成に資する主要な道路※3	10.4% → 16.0%

※1 無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長の割合

※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定道路及び移動等円滑化基本構想に位置づけられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路

※3 市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区 (重点地区) 内にある国道及び県道

第3章 無電柱化の整備手法と課題

3-1. 無電柱化の整備手法

(1) 無電柱化の整備手法の分類

無電柱化の整備手法は、次のとおり主に6つの方式があります。「電線類地中化」と「電線類地中化以外」に大別され、事業主体により方式が変わります。また、これらの方式の他に、コストの削減等を目的とした直接埋設方式（電線類地中化）について、国で検討が進められています。

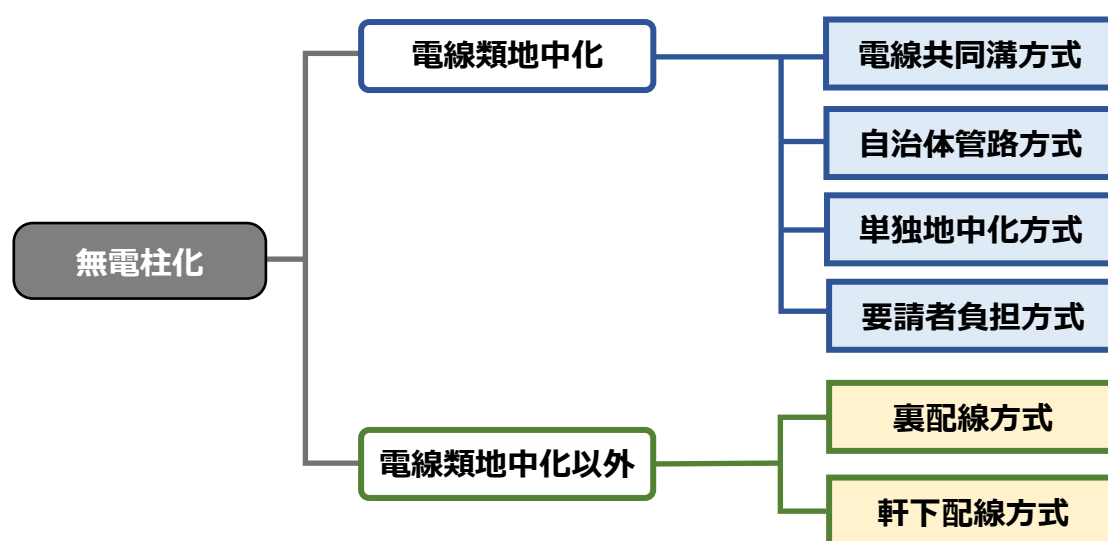


図 無電柱化の整備手法の分類

(2) 主な電線類地中化の方式

① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づく整備方式で、近年最も多く採用されています。道路の地下空間にケーブル（電力線や通信線）をまとめて収容し、沿道の各戸へ電気や通信情報を地下から供給する方式です。道路管理者が共同溝などの管路設備を整備し、電線管理者はケーブル設備を整備します。整備された管路設備は道路付属物となり、ケーブル設備は道路占用物として電線管理者が管理します。

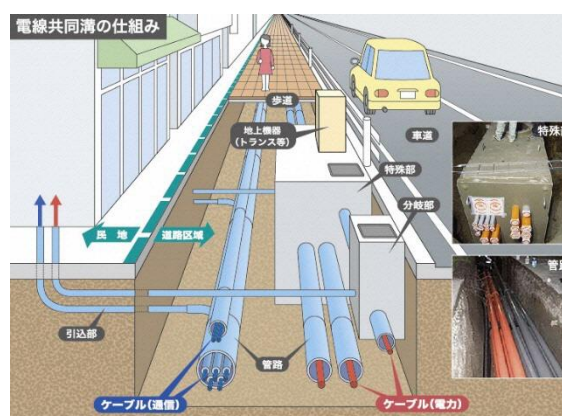


図 電線共同溝方式のイメージ
出典 国土交通省 中部地方整備局 HP

②自治体管路方式

地方公共団体が管路を敷設する方式で、電線共同溝とほぼ同様の構造であり、管路等は道路占用物として地方公共団体が管理します。

③単独地中化方式

電線管理者が地中化を行う方式で、道路の地下空間に敷設され、管路等は道路占用物として電線管理者が管理します。

④要請者負担方式

道路管理者・電線管理者以外の要請者が地中化を行う方式で、構造は敷設箇所に対するそれぞれの基準に基づいて地下空間に敷設され、管路等は原則要請者が管理します。

(3) 電線類地中化以外の方式

①裏配線方式

無電柱化を行う主要な表通りの電柱を、並行する裏通り等へ移設することで、主要な表通りの無電柱化を図り、裏通りから沿道家屋へ電気や通信を供給する方式です。

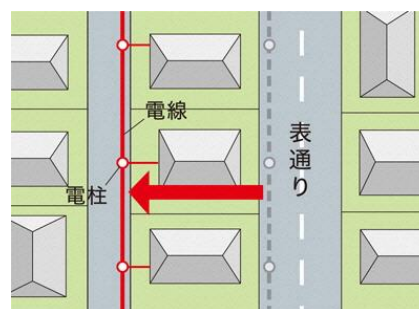


図 裏配線方式のイメージ

出典 国土交通省 中部地方整備局 HP

②軒下配線方式

軒下又は軒先が連続しているといった沿道環境において、整備路線の脇道などに電柱を配置し、沿道家屋の軒下又は軒先から配線して引込みを行う方式です。

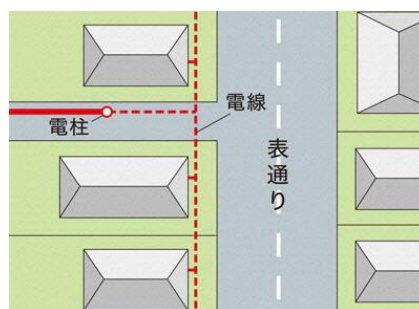


図 軒下配線方式のイメージ

出典 国土交通省 中部地方整備局 HP

3-2. 無電柱化の課題

(1) 整備費用の高さ

無電柱化事業の主な整備手法となっている電線共同溝方式は、1 km 当たりの道路管理者負担が 3.5 億円、電線管理者負担が 1.8 億円の合計 5.3 億円（国土交通省調べ）を必要とします。

実際に整備する際、現在、国が道路管理者負担の 55%を負担するため、本市の市道整備の負担は実質 1 km 当たり約 1.6 億円となりますが、いずれも道路管理者及び電線管理者の負担は大きく、整備を妨げる要因となっています。



図 1km 当たりの電線共同溝方式の整備費用の負担

(2) 多数の占用企業者等との調整と整備期間の長さ

電線共同溝の整備は、地中化する際には水道等の既存のインフラが埋設されている地下空間に新たに電線類を地中化する必要があるため、それらとの交差部などにおける調整が必要です。また、道路の新設・拡幅に伴う無電柱化事業の場合、用地の確保等に時間を要することから、事業を円滑に進めるためには、三位一体（道路管理者・電線管理者・地域住民）となって無電柱化完成までの理解と協力が必要です。一般的に道路延長約 400m の整備に必要な期間は約 7 年間とされています。

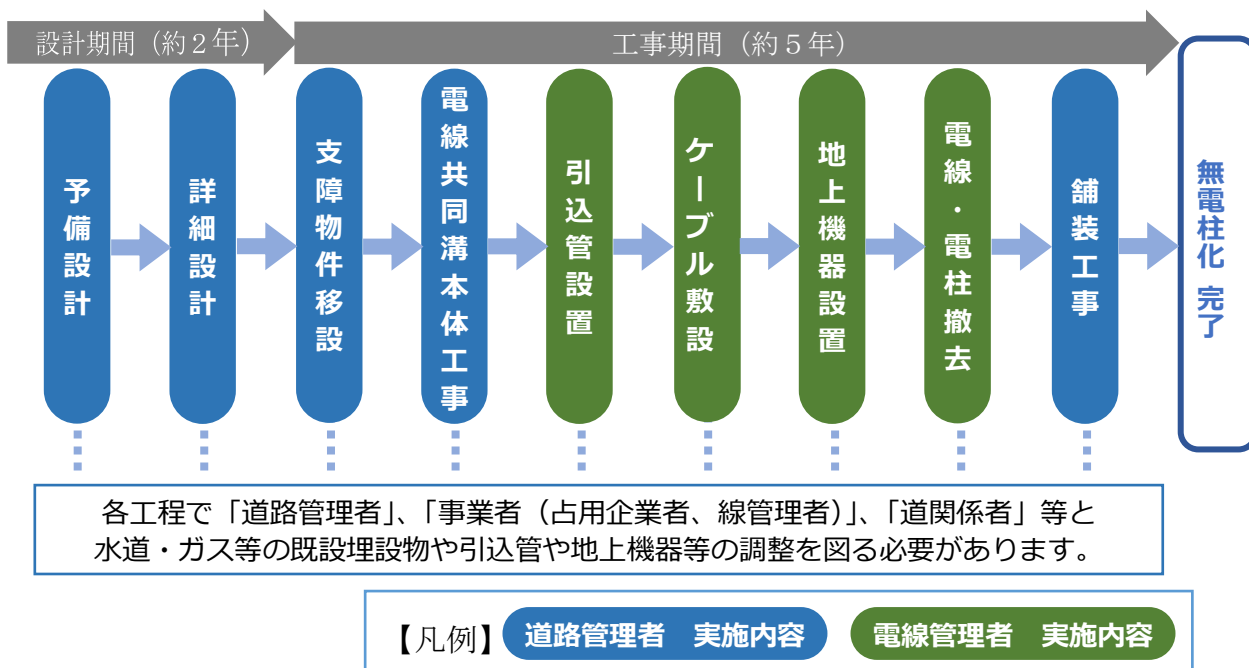


図 無電柱化事業の流れ

(3) 地中化に伴う地上機器の設置場所の確保

電柱の上部に設置されている変圧器等の代替機器を、地上に設置する必要があります。一般的に、特殊部の設置スペースも含めて、歩道幅 2.5m以上の確保が必要となります。

確保ができていない道路で地中化を行う場合は、電線共同溝方式による通常整備ができないため、歩道拡幅事業を含めた同時整備又はソフト地中化や、隣接する官地等を活用し地上機器を設置するなど、別の方法を検討する必要があります。



図 地上機器（白糸ノ滝周辺）

(4) 地中化以外の手法における条件

裏配線方式では、表通りの電線類を裏通りから建物に引き込み、電線を配線するため、裏通りの関係者に設備保守や緊急時等における敷地への立ち入り許可や電柱・電線の恒久設置の合意を得る必要があります。

軒下配線方式では、建物の軒下に電線類を配線するため、建物の所有者などとの調整が必要になります。また、建物にケーブルを添架配置するため、沿道の各戸の軒の高さがそろっているなどの条件が必要となります。

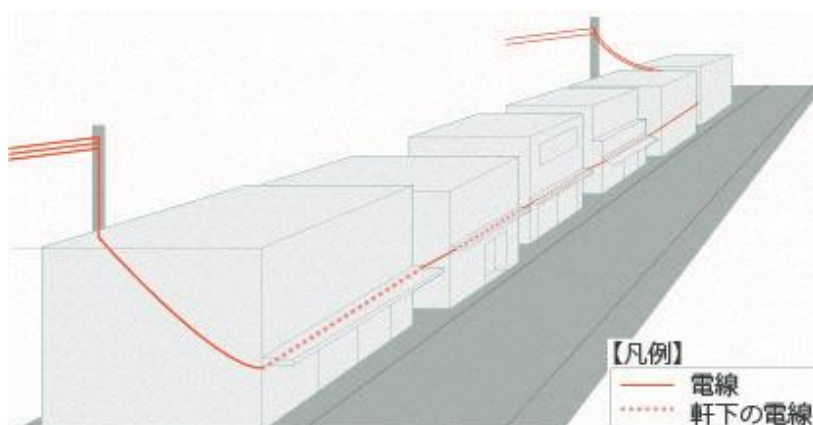


図 軒下配線方式のイメージ

第4章 無電柱化の推進に関する基本方針

上位関連計画を踏まえた上で、「都市の防災性の向上」、「良好な景観形成や観光振興」及び「安全・円滑な通行区間の確保」の3つの視点により、無電柱化の推進の基本方針は次のとおりとします。

基本方針1 自然災害に備えた道路交通の危険防止

近年、台風の大型化や地震等の自然災害は増加傾向にあり、電柱の折損や倒壊、傾斜等による道路交通の通行止めなどが発生しています。

市外や市内の防災拠点を結ぶ緊急輸送路等における災害時の電柱の倒壊による道路の閉塞や電線の切断を未然に防ぐと共に、救急・救助活動の円滑化や電気・電話等のライフラインの安定供給と都市防災機能の強化を図るために、必要な道路について無電柱化を推進します。

基本方針2 景観の保全、観光の魅力の向上を図る世界遺産富士山の眺望の創出

市内各所から世界遺産である富士山を眺望できることは魅力ですが、張り巡らされた電線や電柱により富士山を背景とした美しい景観を阻害している場所が見受けられます。

景観計画重点地区や景観重要公共施設、観光施設周辺等における富士山眺望と魅力的な景観を創出すると共に、観光地における観光振興のために必要な道路において無電柱化を推進します。

基本方針3 誰もがいつでも安全で歩きやすい歩行空間の確保

子どもや高齢者、障がい者等の日々の生活で利用する道路において、電柱等により十分な歩行空間が確保できず、歩行者や車いす等の通行の妨げとなっている箇所が見受けられます。

通行の妨げとなる電柱をなくし、安全・安心に利用できる歩行空間を確保するために学校の通学路やバリアフリー重点地区内の特定道路の無電柱化を推進します。

第5章 無電柱化推進路線の選定

5-1. 無電柱化推進路線の選定

基本方針に基づき、市内全域より無電柱化の推進に関連する市の管理道路から無電柱化推進路線を選定し、特に無電柱化の必要性が高く、整備の実現性の高い区間を推進区間として位置づけます。

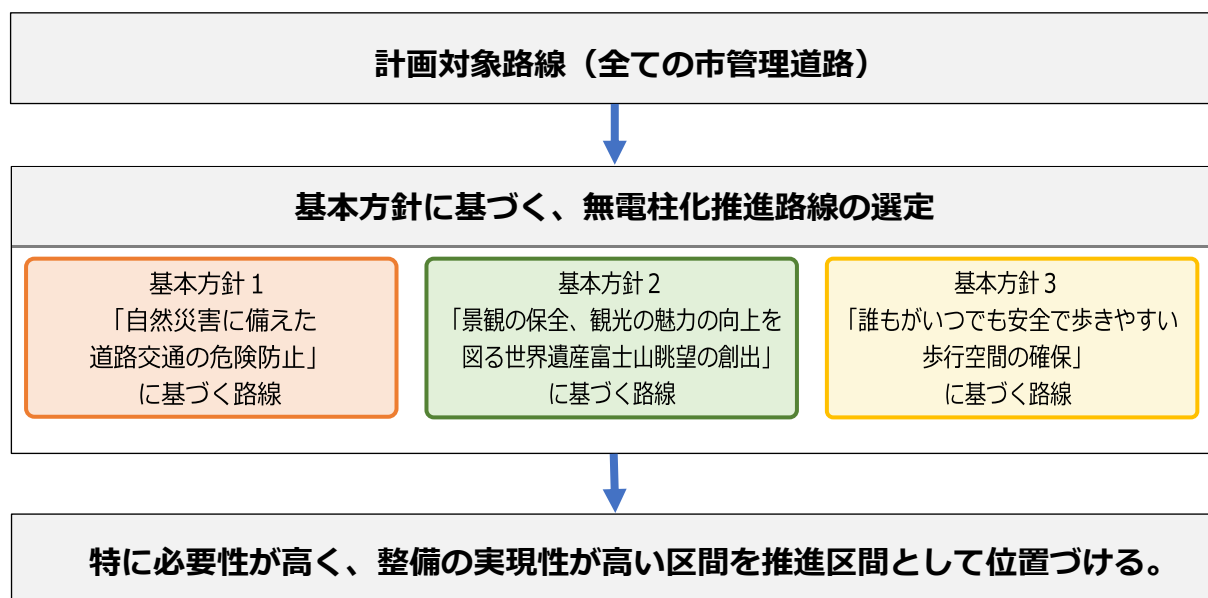


図 無電柱化推進路線の選定

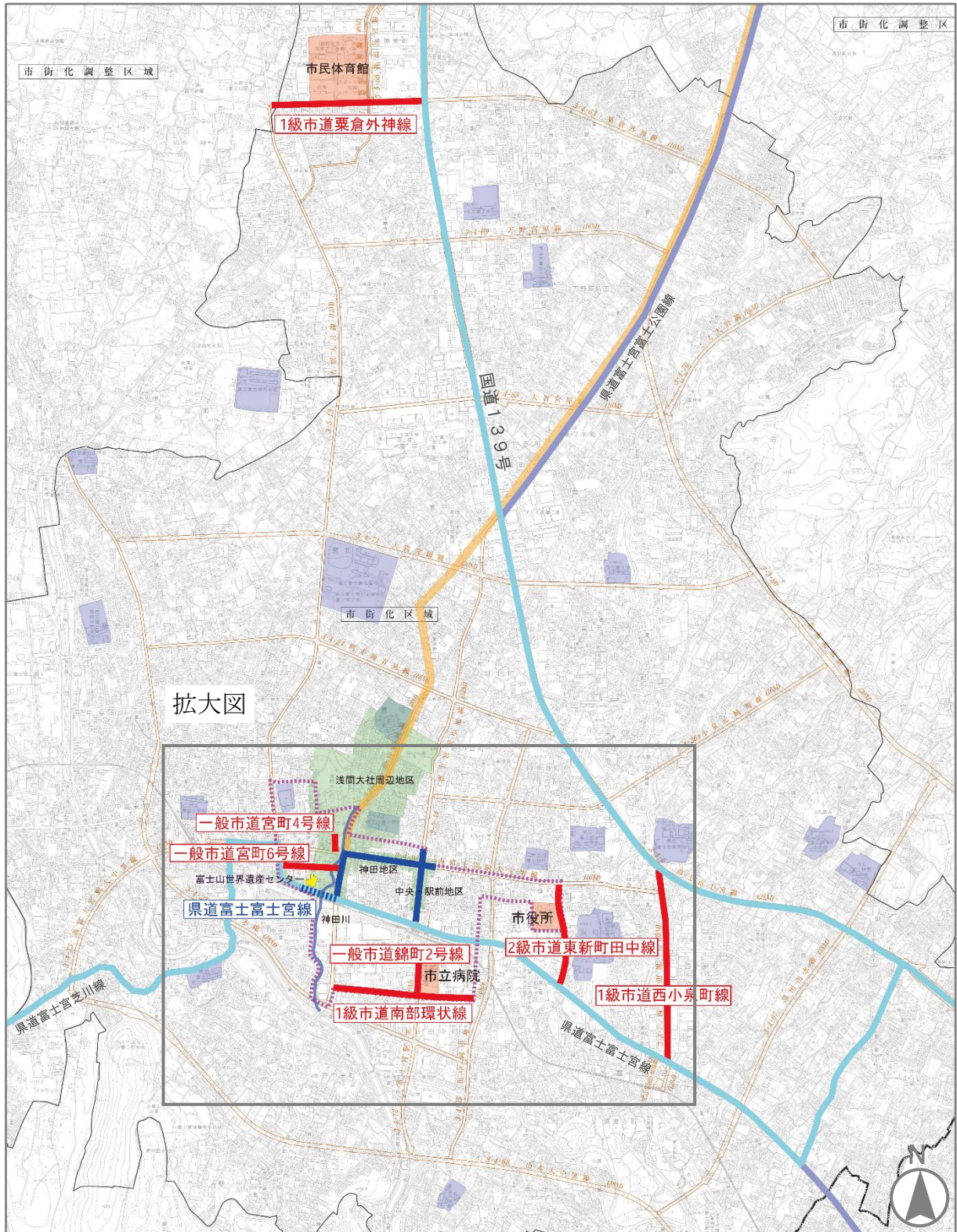
以上により、次の路線を本計画における無電柱化推進区間として位置づけます。

表 無電柱化推進区間

路線名	区間	延長 (km)
1級市道栗倉外神線	県道富士富士宮線～国道 139 号	0.75
1級市道南部環状線	県道富士富士宮由比線～市道大宮富士線	0.68
1級市道西小泉町線	国道 139 号～県道富士富士宮線	0.90
2級市道東新町田中線	県道富士富士宮由比線～県道富士富士宮線	0.50
一般市道宮町 4 号線	市道宮町 3 号線～県道富士宮富士公園線	0.08
一般市道宮町 6 号線	県道富士富士宮線～県道富士富士宮由比線	0.29
一般市道錦町 2 号線	市道錦町 1 号線～市道南部環状線	0.19
	合計	3.39

5-2. 国・県道の無電柱化の推進

災害拠点施設をつなぐ緊急輸送道路、景観形成及び安全な歩行空間の確保が必要な道路等においては、無電柱化のネットワークを形成する観点から国道及び県道においても当該道路管理者等と連携して無電化を推進していきます。



凡例

■ 無電柱化推進区間	■ 無電柱化のネットワークに関する施設
— 無電柱化推進区間	— 第1次緊急輸送道路
— 無電柱化整備済区間	— 第2次緊急輸送道路
— 無電柱化整備中区間	■ 災害拠点施設
	■ 避難所
	■ 景観計画重点地区
	■ 景観重要公共施設（道路）
	■ バリアフリー基本構想 重点整備地区

図 無電柱化推進区間

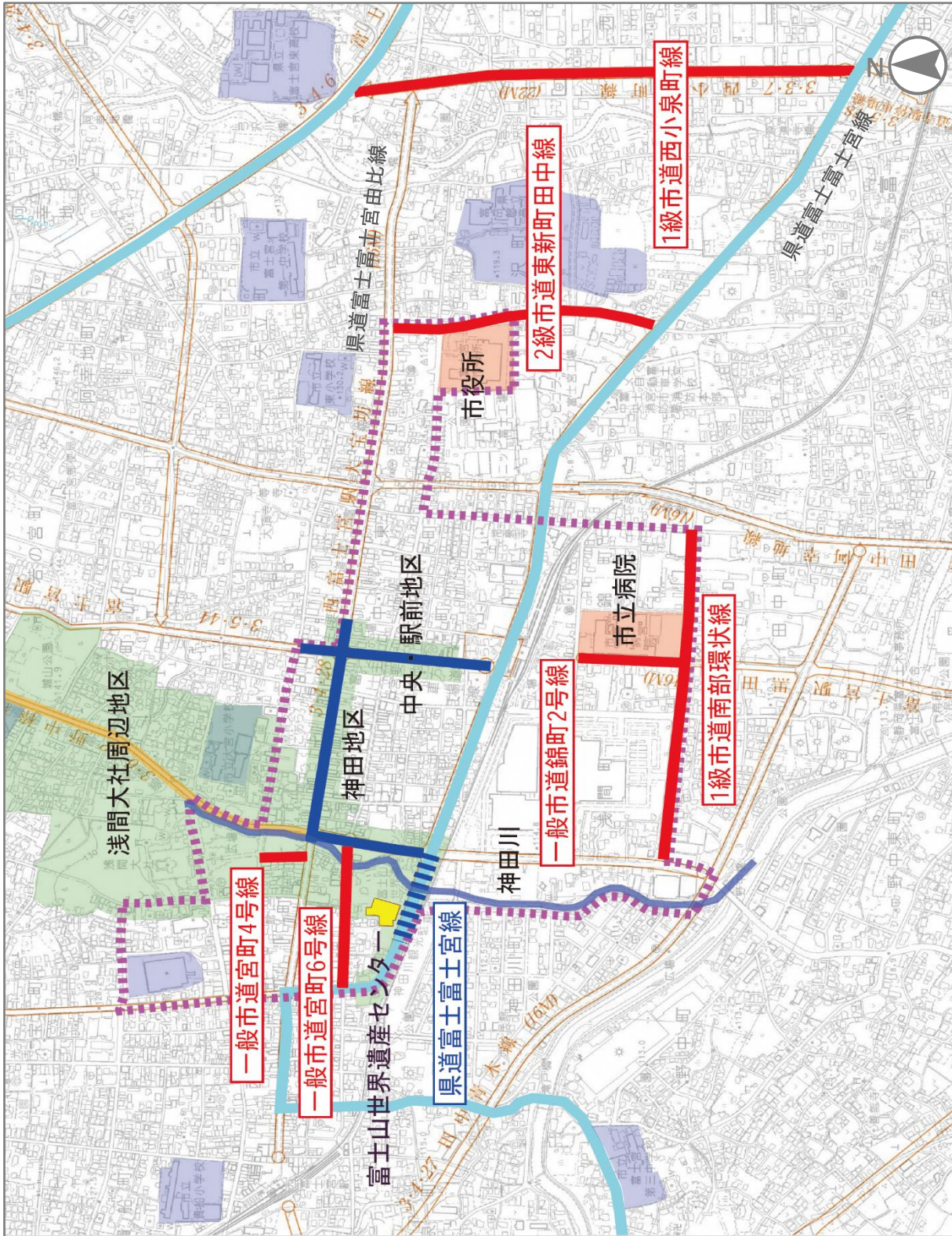


図 無電柱化推進区間 (拡大図)

第6章 無電柱化の計画期間と目標

6-1. 計画期間

無電柱化には実施個所の設計から工事完了まで概ね7年の期間を要するため、計画期間を10年間とし、社会情勢や国・静岡県の動向により、5年で見直しを検討します。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
富士宮市 無電柱化 推進計画											

6-2. 計画の目標

令和3年度から令和12年度までに、無電柱化推進区間における事業着手率50%を目指します。

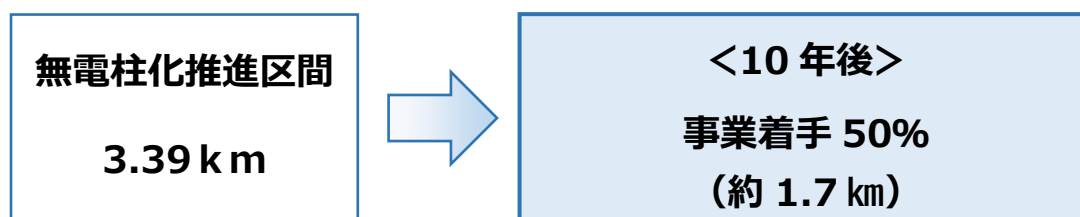


表 無電柱化推進区間の内訳

無電柱化推進区間			
路線名	延長 (km)	路線名	延長 (km)
1級市道粟倉外神線	0.75	一般市道宮町4号線	0.08
1級市道南部環状線	0.68	一般市道宮町6号線	0.29
1級市道西小泉町線	0.90	一般市道錦町2号線	0.19
2級市道東新町田中線	0.50		

○整備イメージ

【1級市道栗倉外神線】

整備前



整備後



【1級市道西小泉町線】

整備前



整備後



【一般市道宮町6号線】

整備前



整備後



第7章 無電柱化の推進の施策等

無電柱化の推進に関する施策等を総合的・計画的かつ迅速に推進するため、次の事項についても積極的に実施します。

①整備期間の短縮・整備費用の削減

新たな管路材の採用、浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式の導入、既存地下埋設物の電線共同溝の一部としての活用、移設にともなう占用企業者との綿密な工程調整など、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、道路条件や沿道状況に合わせて施工性・経済性に優れた方式を検討し、整備期間の短縮・整備費用の削減に努めます。

②占用制限制度の適切な運用

国及び静岡県が防災の観点から、緊急輸送道路において実施している道路法第37条による新設電柱の占用制限を本市の緊急輸送路においても、実施について検討します。

③道路事業や市街地開発事業等に合わせた無電柱化

無電柱化推進区間以外の道路においても、道路事業（都市計画道路等の新設及び改築）、市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業など）又は世界遺産関連事業が実施される場合には、これらの事業を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し、及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施に併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとします。

④広報・啓発活動

無電柱化に対する市民の理解と関心を深め、無電柱化事業の協力を得ることができるよう、「無電柱化の日（11月10日）」を活かしたイベントを実施するなど、広報・啓発活動を積極的に行います。

⑤関係機関や関連事業との連携強化

国及び県と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、電線管理者との円滑な協議に努めて事業の促進を図ります。また、電線管理者と協力して、コスト縮減や工期短縮に努めます。

⑥ P D C A サイクルによる計画の進捗管理

着実に無電柱化を推進していくため、事業の進捗状況を適切に管理していくとともに、国及び県の無電柱化に関する動向を踏まえて、P D C A サイクルにより本計画の見直しを行います。

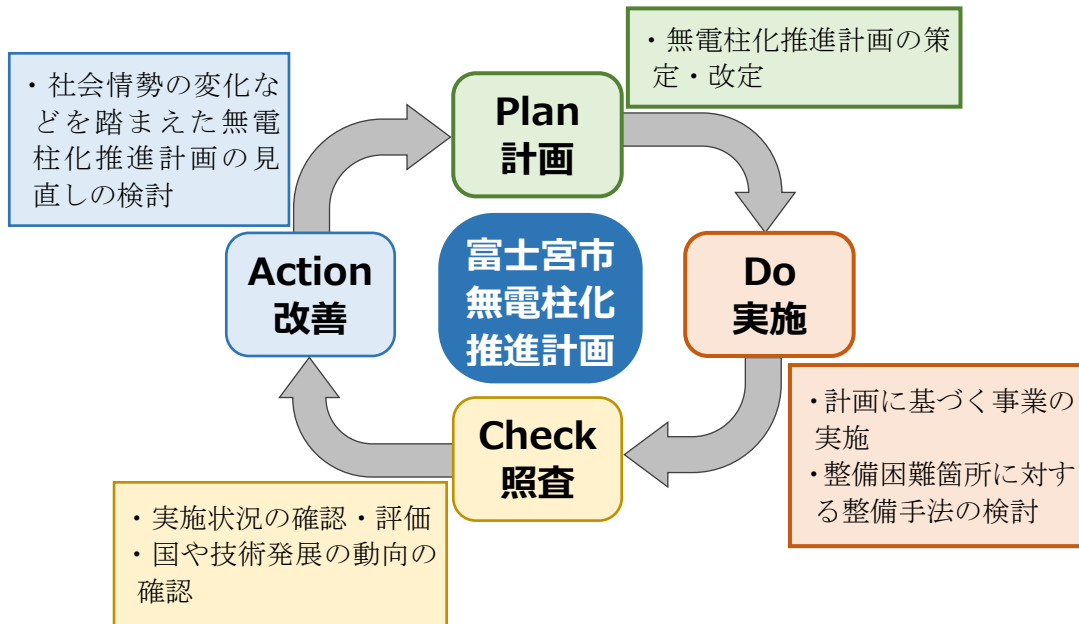


図 計画管理のイメージ図

無電柱化推進に関する法律の概要

○無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号）

無電柱化の推進に関し、基本理念、国及び地方自治体の責務、推進計画の策定などを定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に資することを目的とした法律

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年 3 月 23 日法律第 39 号）

電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置などを定め、特定の道路において、電線共同溝の整備などを行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とした法律

○道路法第 37 条（平成 25 年 6 月改正）に基づく電柱の占用制限について

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、道路法第 37 条に基づき、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

○緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路

○第1次緊急輸送道路

緊急輸送道路のうち、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港などを連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

○第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共施設、港湾、ヘリポート、災害拠点病院、自衛隊など）を連絡する道路

○災害拠点施設

災害時に物資の備蓄や応急救護、情報の収集・伝達など様々な応急災害対策活動の拠点となる施設

○景観計画重点地区

市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源を活かし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として指定されるものであり、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準（行為の制限）などを定める。

○景観重要公共施設

良好な景観形成を推進するため、地域の景観まちづくりを先導する役割としてふさわしい整備を行うものとして指定されるものであり、景観形成の骨格を形成する施設や、景観上重要と考えられる地域に関連する施設が該当する。

○バリアフリー基本構想 重点整備地区

富士宮駅周辺地区交通バリアフリー基本構想において、バリアフリー化に係る事業を重点的かつ一体的に推進することを定めた地区

富士宮市無電柱化推進計画
令和3年3月

発行 富士宮市都市整備部都市計画課
〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町 150 番地
TEL : 0544-22-1408
FAX : 0544-22-1208
E-mail : toshi@city.fujinomiya.lg.jp